

はんだスポーツの日を定める要綱

(趣旨)

第1条 スポーツ・運動に対する市民の関心と理解を一層深め、明るく健康で豊かな市民生活の実現を図るため、市民がスポーツに積極的に親しむ日として、「はんだスポーツの日」を設ける。

(日程)

第2条 はんだスポーツの日は、毎年11月の第1日曜日とする。

2 前項のはんだスポーツの日の前後2週間をはんだスポーツ週間とする。

(市の取組み)

第3条 半田市は、市内スポーツ団体その他の関係団体の協力を得て、はんだスポーツの日の趣旨に沿った取組みを実施するとともに、広く市内への普及を図り、市民による主体的な取組みを促進するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、はんだスポーツの日に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。